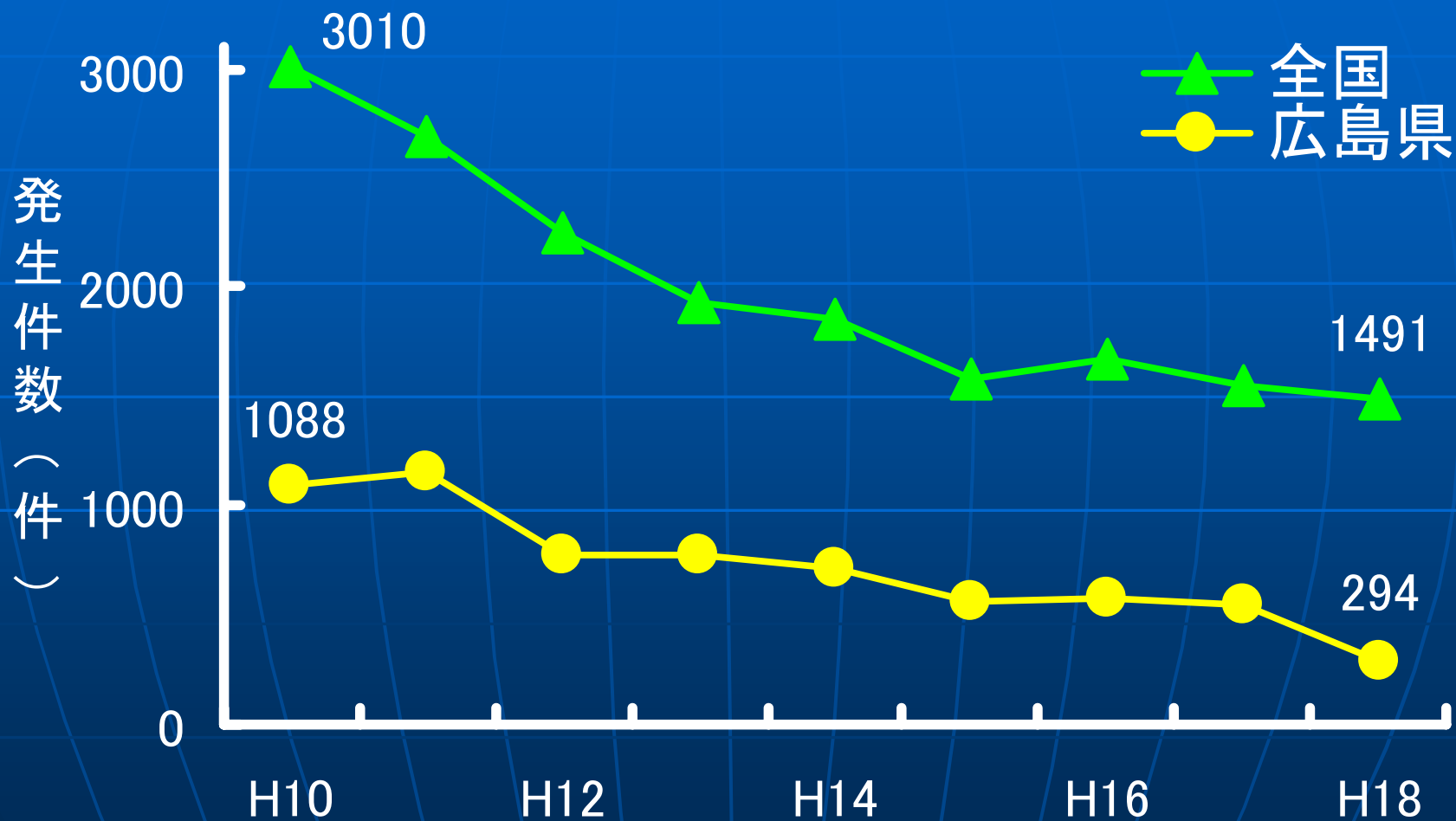


広島県の食中毒対策等について

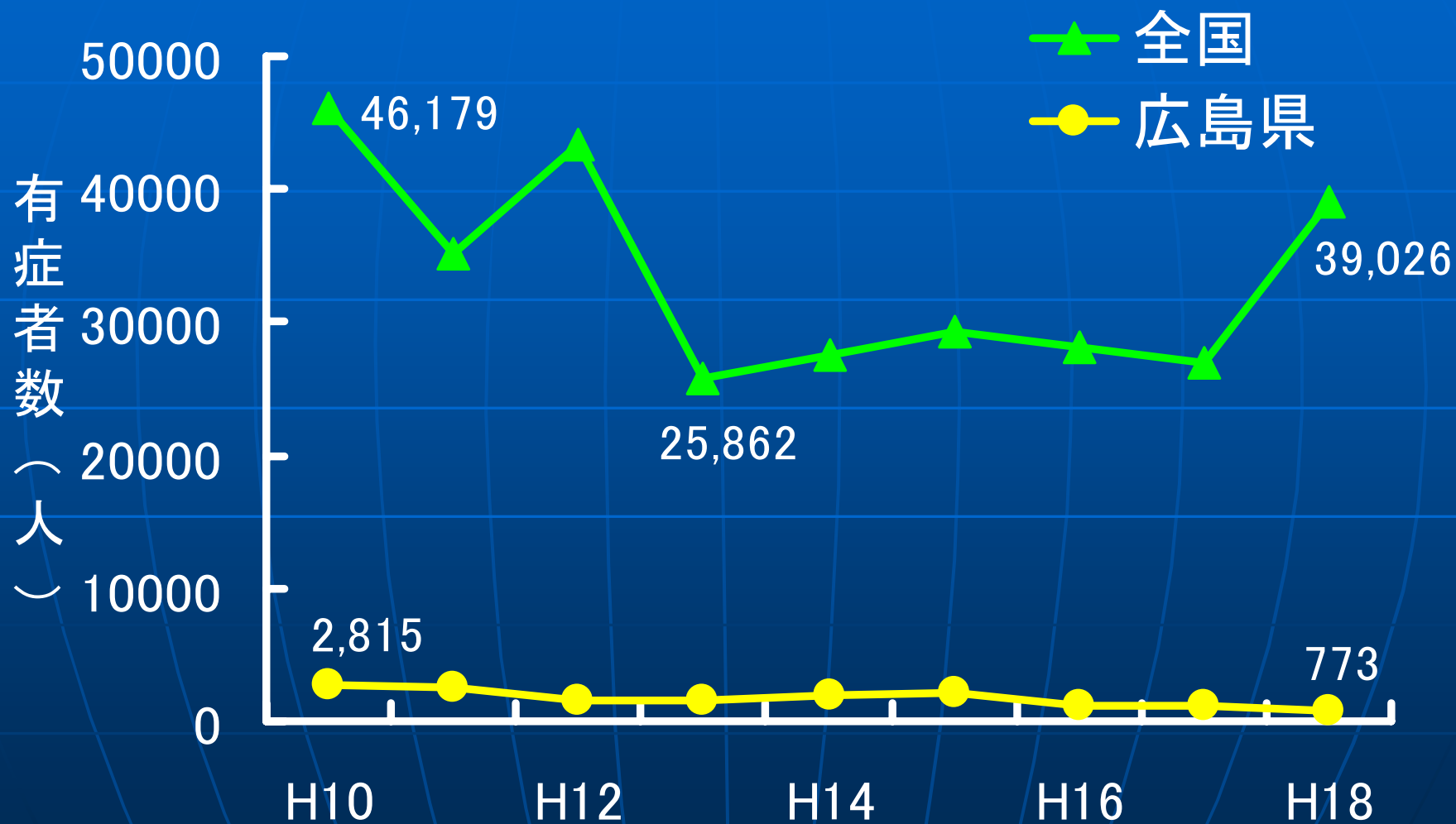
広島県福祉保健部保健医療局食品衛生室
水羽 和成

広島県における食中毒発生状況

食中毒発生状況(発生件数)

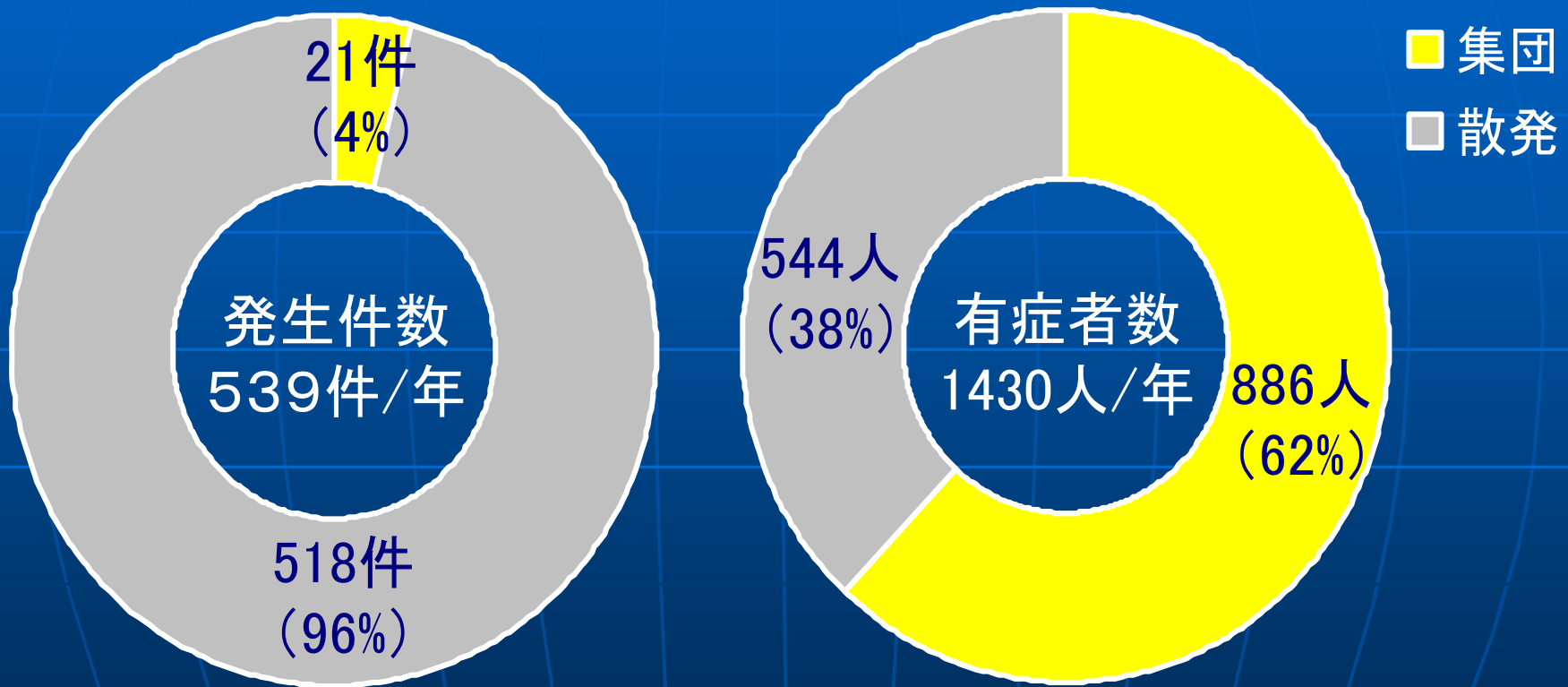


食中毒発生状況(有症者数)



食中毒発生状況(H14~H18の平均)

-広島県-



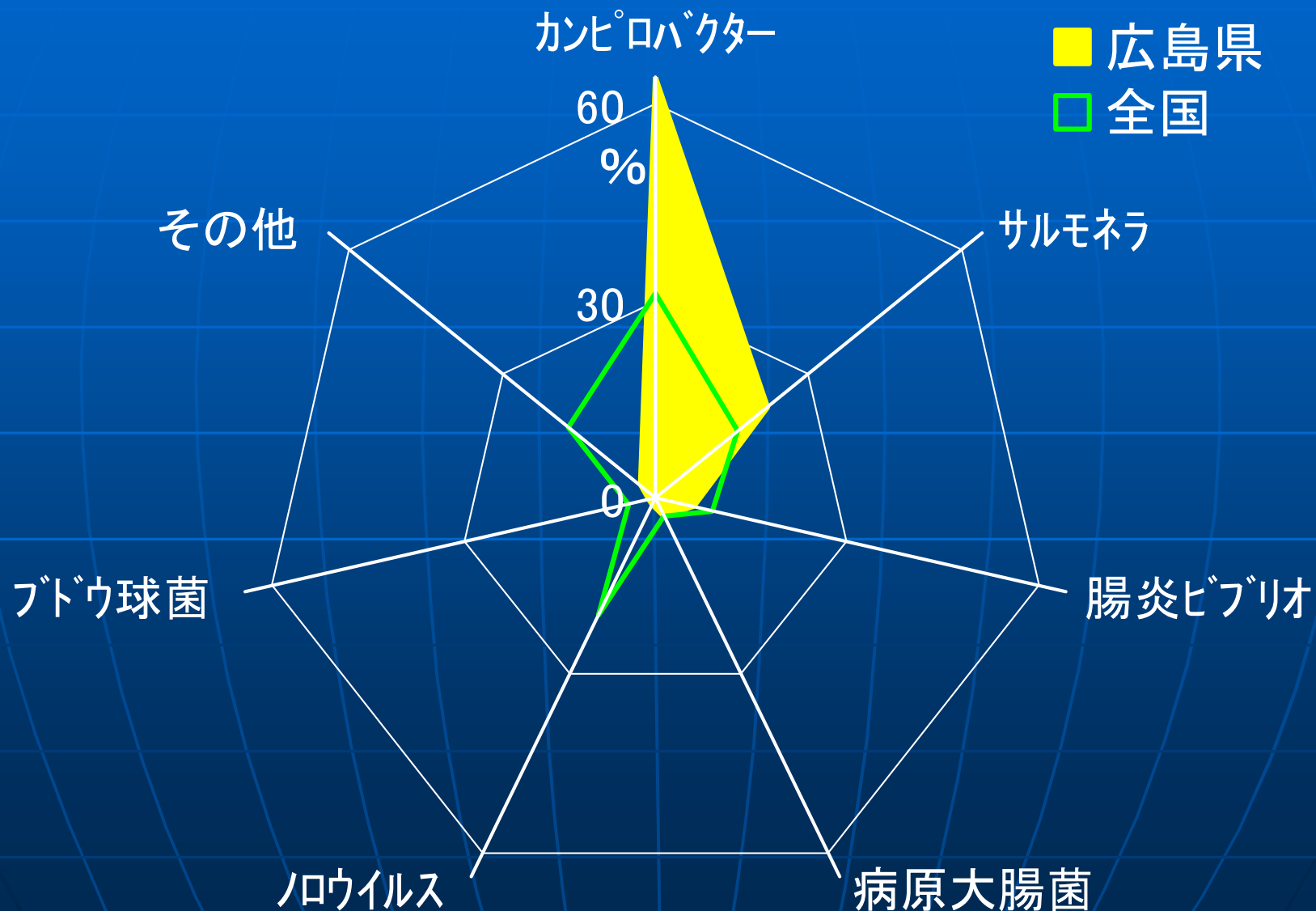
※ 集団食中毒(1事件当たりの有症者数が6名以上)

月別発生状況(H14~H18の平均)

-広島県-

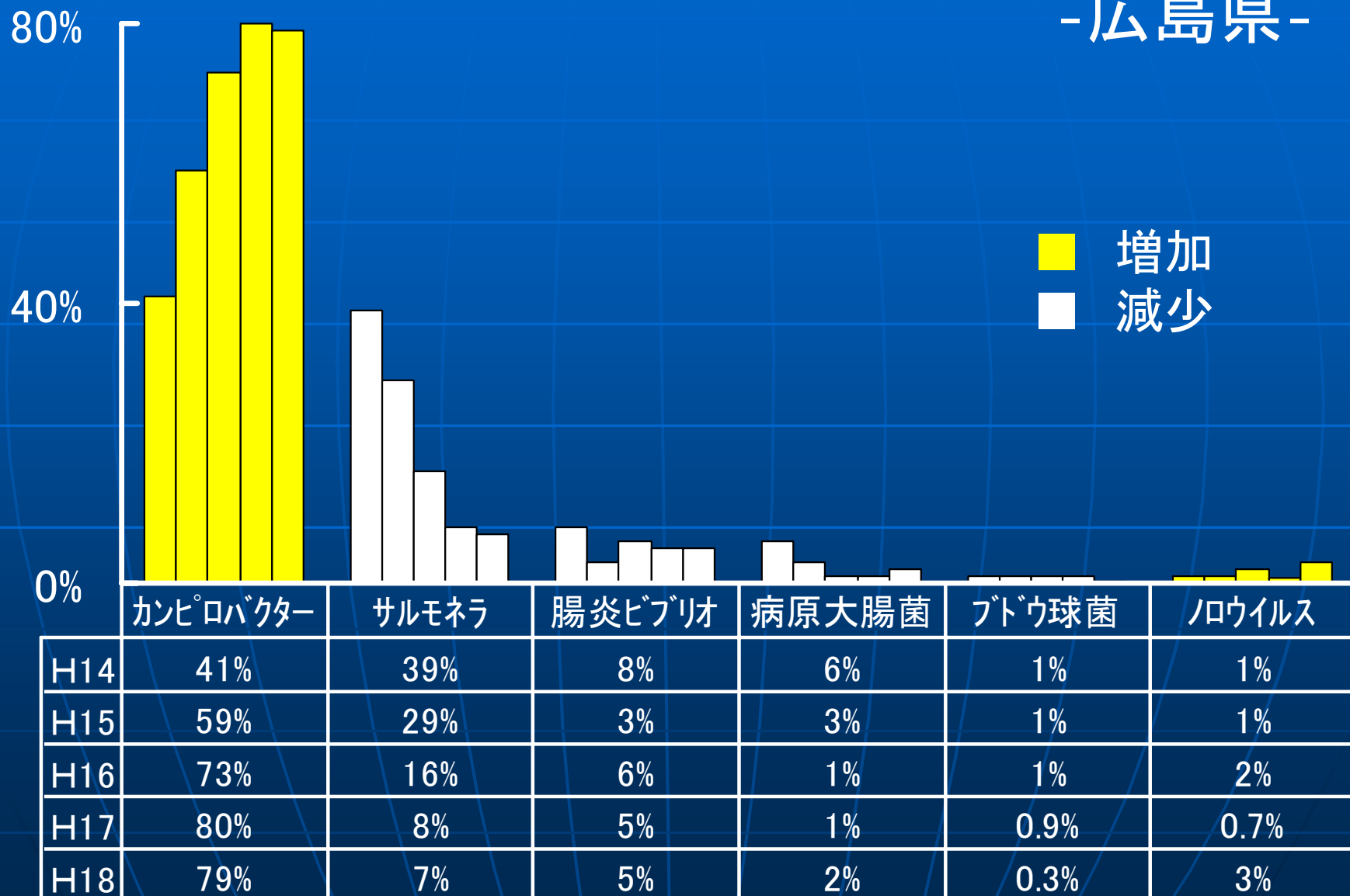


病因物質別発生率(件数)

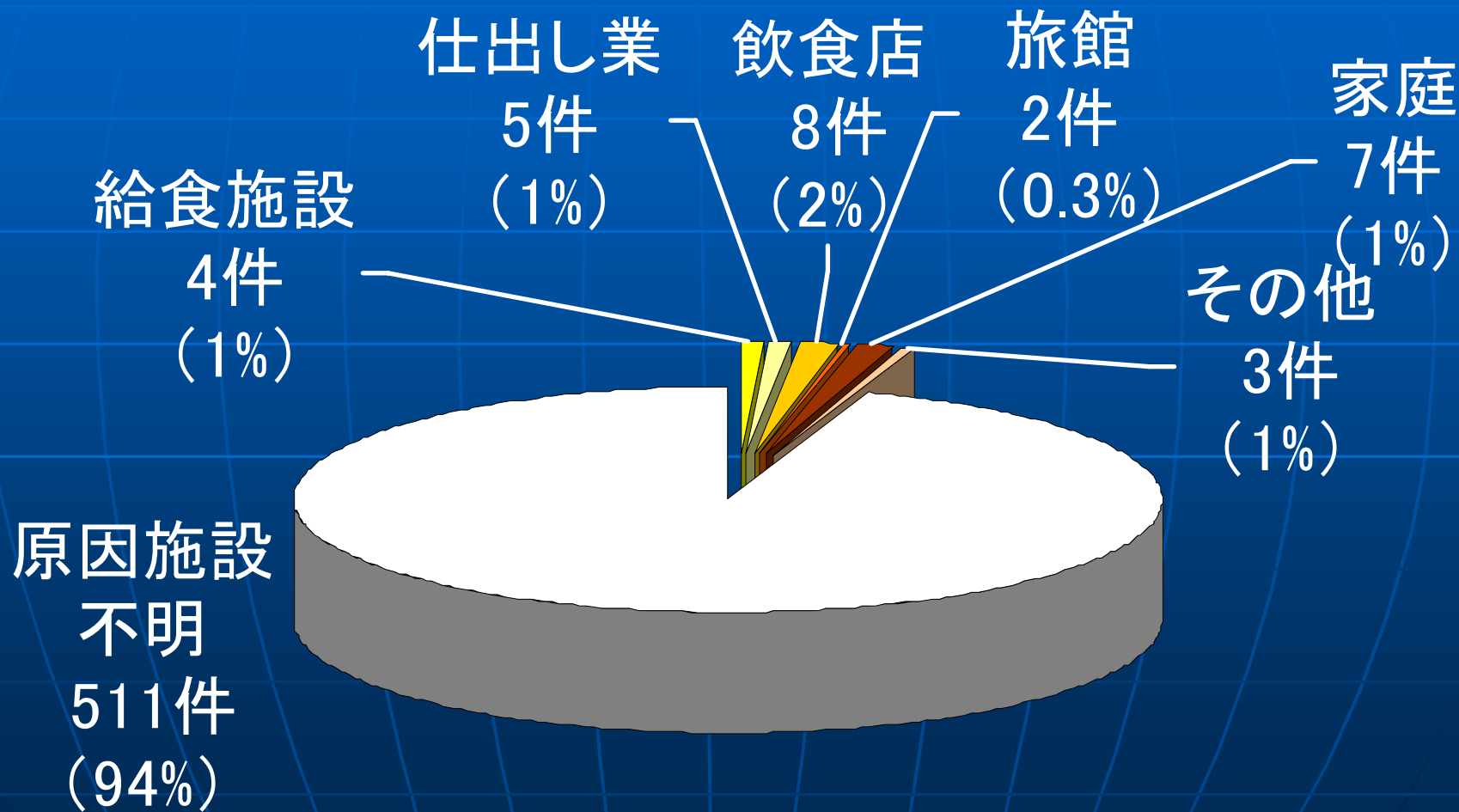


病因物質別発生率の推移(件数)

-広島県-



原因施設別発生件数(H14~H18の平均) -広島県-



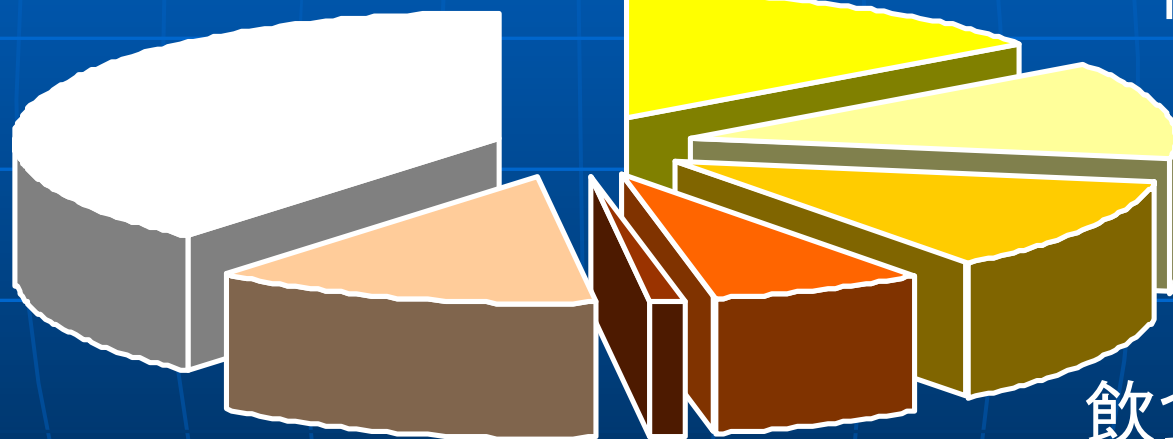
原因施設別有症者数(H14~H18の平均)

-広島県-

原因施設
不明
557人
(39%)

給食施設
214人
(15%)

仕出し業
181人
(13%)



その他
188人
(13%)

家庭
14人
(1%)

旅館
104人
(7%)

飲食店
172人
(12%)

広島県における食中毒対策

●食品による危害発生防止対策

●危機管理対応

●食品による危害発生防止対策

- ・食中毒予防に係る重点監視事業
- ・食中毒警報発令事業
- ・食中毒予防啓発事業
- ・「食品の安全に関する推進プラン」の実行

●食中毒予防に係る重点監視事業

「広島県食品衛生監視指導計画」に基づき、集団給食施設、仕出し・弁当業等の大量調理施設を対象に重点監視、収去検査を実施。

- ・集中監視 春秋の行楽シーズン(4～5月, 9～10月)
夏期一斉監視(7月～8月)
敬老会(9月)
年末一斉監視(12月)
食品衛生機動班による重点監視
- ・HACCP承認施設一斉監視(7～8月, 1～2月)
- ・収去検査

●食中毒警報発令事業

6～10月に食中毒の発生しやすい気象条件となった時期に県内全域に警報を発令し、食品関係事業者、県民に注意を喚起。

	発令期間
平成19年第1号	6月28日～
平成18年第1号	6月16日～10月17日(123日)
平成17年第1号	6月9日～10月11日(124日)

発令に至った実測値(H19.6.28)

前3日間				不快指数	判別値
気温(℃)		湿度(%)			0.0550
平均	最高	平均	最大	76.3	0.2653
26.9	30.8	66.7	80.0		



●食中毒予防啓発事業

- ・県ホームページ(「食の安全」)に食中毒関連情報を掲載
- ・食中毒予防月間におけるポスター等啓発資料の作成・配布
- ・食中毒予防対策に関する通知
(保健所等関係機関, 県内市町, 関係団体等)
- ・(財)ひろしまこども夢財団「kids情報送信サービス」に食中毒関係情報を提供

●「食品の安全に関する推進プラン」の実行

広島県食品の安全に関する基本方針

行政の役割

生産者の役割

事業者の役割

消費者の取組

H15.3策定



施策の具体化

食品の安全に関する推進プラン

(第1期:平成16~17年度 第2期:平成18~20年度)



施策の目指すもの

安全・安心な食品の供給

県産食品の消費拡大

県民が安心できる食生活の実現

●「食品の安全に関する推進プラン」の実行



行政のプラン

生産者のプラン

事業者のプラン

消費者のプラン

●「食品の安全に関する推進プラン」の実行

広島県食品自主衛生管理認証制度

□認証制度とは

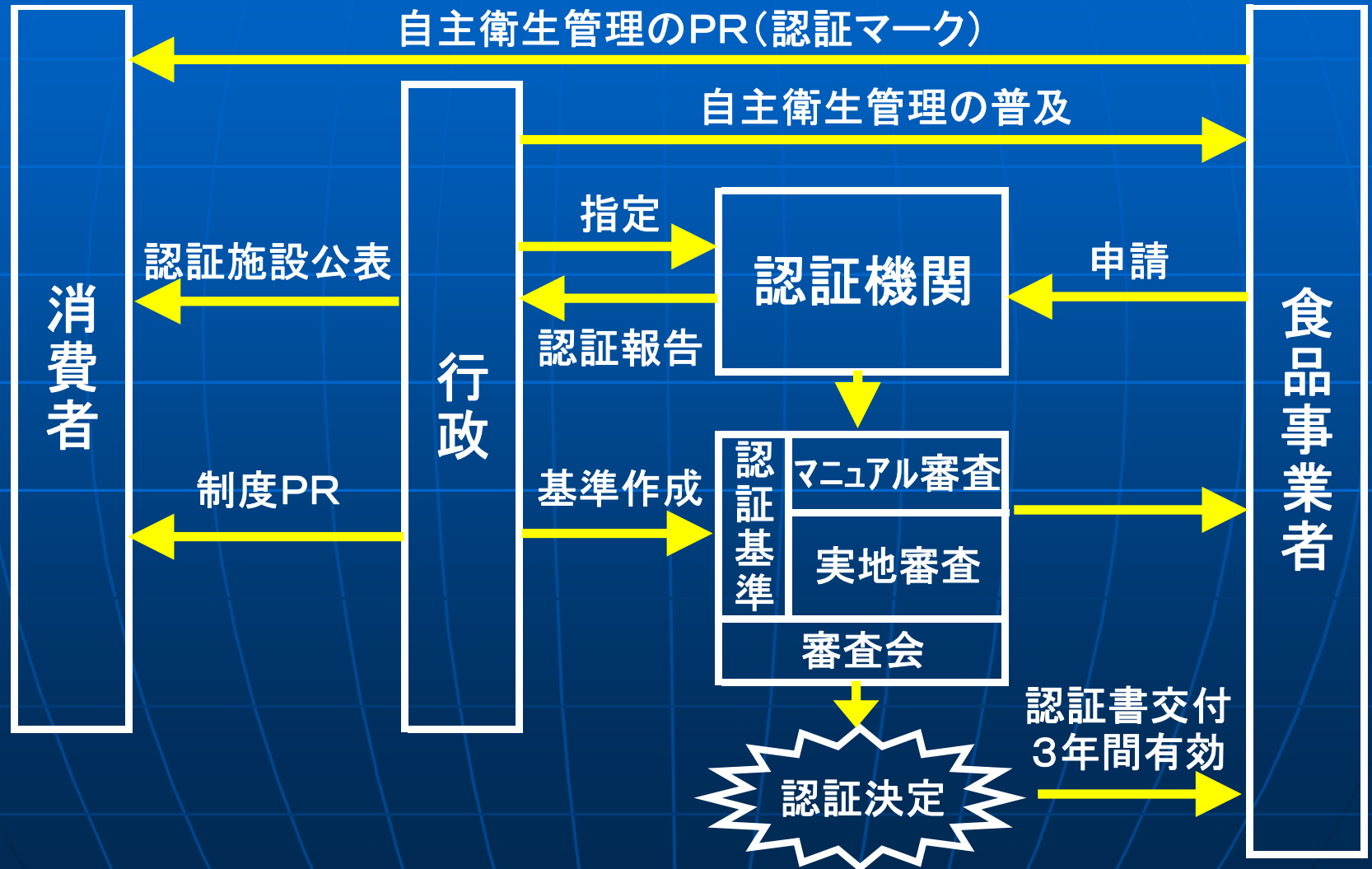
- ・自主的な衛生管理を積極的に評価する制度
- ・広島県独自の基準を満たしている施設を認証

□認証制度の特徴

- ・食中毒の発生リスクを低減
- ・認証マークによる自主衛生管理のPRと食品購入選択の一助

●「食品の安全に関する推進プラン」の実行

認証制度の仕組み



●「食品の安全に関する推進プラン」の実行

認証施設数

	対象業種	施設数(H19.6)
平成16年度新設	かき作業場(2類)	17
	菓子製造業(パン)	5
平成17年度追加	菓子製造業(和生菓子)	11
	菓子製造業(洋生菓子)	1
	菓子製造業(その他菓子)	3
	弁当・そうざい製造業	3
	煮豆・佃煮製造業	3
平成18年度追加	加工のり製造業	1
	GPセンター	0
	計	44

●危機管理対応

- ・食中毒・感染症対策班の設置

保健所において年度当初設置。

- ・危機管理演習の実施

食中毒事案発生時の初動体制確立のため、各保健所において演習を実施。関係部署との連携を強化し、迅速な事案対応を図る。

- ・食中毒・感染症事案発生時における対応

食中毒・感染症事案発生時において、保健所による迅速な原因究明及び被害の拡大防止対策の実施。

●県民ニーズの的確な把握と行政への反映

・食品安全推進協議会の開催

構成員

消費者代表

生産者代表

事業者代表

学識経験者

行政関係機関



・リスクコミュニケーションの実施

●食中毒予防対策のほか，食品の安全に関する
取組については，こちらへお問い合わせください。

・広島県福祉保健部保健医療局食品衛生室

TEL:082-513-3104(直通)

E-mailアドレス:

fusyokuhin@pref.hiroshima.lg.jp

ホームページアドレス

[http://www.pref.hiroshima.lg.jp/section/1000000000166 /
index.html](http://www.pref.hiroshima.lg.jp/section/1000000000166/index.html)